毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

編集

株インタープリンツ

(定価 一箇年 三万八千八百八十円)

	フクリスキ	トリリョリ	ことしてする	
	六月二日	第四一四号	令 和 五 年	
(金	曜	日)
大分県告示第二百六十五号		令和六年二月十九日まで	令和五年六月五日から	四 立ち入ろうとする期間

区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の

般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和五年六月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて

大分県知事

佐

藤

樹

郎

令和五年六月二日

1	、次のとおり		111	······································		
		ヶ瀬線田五			及び路線名道路の種類	
		地内			区間	
	後		前		前 後 別	
		Ī.	∫ = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	エメートル	敷地の幅員	
	八六・〇		八六・〇	メートル	延長	
_						_

大分県告示第二百六十六号

区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のように道路の

その関係図面は、令和五年六月二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて

<u>-</u>

事業の種類

九州電力送配電株式会社

起業者の名称

土地の立入りを許可した。

令和五年六月二日

大分県知事

佐

藤

樹

郎

大分県告示第二百六十四号

〇 告

示

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定により、

契約者等の公示… 開発行為の完了・ 大分県労働委員会あっせん員候補者…

労働委告

示

公

道路区域の変更(二件) ………

土地収用法による土地立入り ……

示

目

次

 \equiv

立ち入ろうとする土地の区域

特別高圧送電線路六六kV

大野川大南線新設工事

般の縦覧に供する。 令和五年六月二日 大分県知事 佐 藤 樹

郎

T) 5	平 与蕨ク伪 写大近 与腐助 与初石 与堂夕伪 与王寿寺 与中屋 与太田及乙字才	2長人長、2(百)。2後り、2年)、2金人長、25隻き、2gg、	大分市大字河原内字大渕、字日東、字長迫及び字柚ノ木並びに大字竹中字中畑、字西
		及び路線名	追路 の 種類	宣各)重頁
		•		
		前後別	垣婆	٤
		1	敗也の届員	
			正	

令和五年六月二日

大分県報 (告示)

/	١
j	Ī
秨	
7	1
1	
Ί	F
_	
1	1
J	,
Ξ	
-	
t	
	イチヨケ プルニー

大分県報(告示・労働委告示・公告)

びに字狭間千七十六番二ほか五筆及び千七十一番ほか五筆の各一部並びに千七十二番二ほ三筆及び九百七十三番二ほか四筆の各一部並びに九百七十四番二ほか一筆の各地先里道並	令 四・二・二二 三	日本労働組合総連合会大分県連合会会長大分県労働委員会労働者委員	本はは、一世に	石t 木*
か二筆の各一部並びに五百六十七番ほか一筆の各地先里道、並びに五百二十四番ほか二筆の各地先里道、字ナガヲサ五百	令 四·九·一三	日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会委員長大分県労働委員会労働者委員	本覧機会	山。本も
臼杵市大字久木小野字中尾五百二十七番ほか三筆及び五百十七番二ほか十三筆の各一部開発区域に含まれる地域の名称	令 二・二・一七 一	全日本運輸産業労働組合大分県連合会執行委員長、大分県労働委員会労働者委員	宮高な	新》
令和五年六月二日	平二六・二・一二	一級建築士	清? 恭*; 子:	三,
開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第二項の規定により、	令 四・二・二二 翻光	大分大学経済学部教授	邊 なべ 博った 子こ	渡た
○公	令 二・二・一七	元大分県生活環境部長大分県労働委員会公益委員	出た出なる。	柴ば 田た
В		弁護士	水が、立たった。	清し水系
を 二 大 フ		, 弁護士 、 弁護士	田だ 茂げ 人と	深か田だ
すっ じ ナイ	1	Ī		
御堂 康 昭 三和酒類株式会社代表取締役常務	委嘱年月日 熊埜御堂深田 茂 人 (***のゑを)	現職及び前歴 大分県労働委員会会長	名	氏
野浩子 株式会社美装管理代表取締役	高か	令和五年六月二日	令和五年六月二日分県労働委員会あ	大会
	白b	大分県労働委員会告示第二号	《労働委員》	大分県
玉 雅 紀 大分県労働委員会使用者委員 株式会社オーシー代表取締役社長	見って	○労働委員会告示		
野 久 信 大分県経営者協会専務理事 大分県経営者協会専務理事	~ 八· ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	○地内		
ロ 享 子 フラリラ 信え 子 リスゼンセン大分県支部男女共同参画推進委員長	三原	国東市国見町赤根字中野八三二番二		来浦線
д 5		地先まで	県道赤根富	県道
大介 UAゼンセン大分県支部支部長 大分県労働委員会労働者委員	八. 一 四七	国東市国見町赤根字的石九四三番──前		
	メートル メートル	国東市国見町赤根字中野八三二番二		

 $\stackrel{-}{=}$ 五. 四 三 四 三 次のとおり契約者等について公示する。 か四筆の各地先里道 許可を受けた者の住所及び名称・氏名 開発区域の面積 随意契約に係る契約金額 随意契約の相手方の氏名及び住所 令和五年四月一日 随意契約の相手方を決定した日 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 随意契約に係る物品等の名称及び数量 完了検査年月日 臼杵市大字臼杵七十二番一 東京都新宿区市谷加賀町一丁目一番一号 代表取締役 株式会社DNPアイディーシステム 令和五年六月二日 大分市大字松岡六千六百八十七番地 大分県警察本部交通部運転免許課 ICカード運転免許証作成用消耗品 令和五年五月十日 三万千五百七十四・三五平方メートル 運転経歴証明書用カード リボンセット 優良用カード 新規用カード 臼杵市長 中 般用カード 物品等の名称 尾 﨑 信太郎 野 Ŧī. 郎 規 三〇〇枚入り 九〇〇枚入り 000枚用 格 大分県知事 等 購入見込数量 佐 二二箱 藤 五八箱 九三箱 一二箱 九箱 樹 郎 六 七 百七十二号)第十一条第一項第二号に該当 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三 随意契約の理由 随意契約 契約の相手方を決定した手続 運転経歴証明書用カード 優良用カード 新規用カード (消費税及び地方消費税相当額を含む。 リボンセット 般用カード 物品等の名称 三〇〇枚入り 規 九〇〇枚入り ○○○枚用 格 金額 九〇、 六五、六六〇円 (一箱当たり) 四五〇円 〇八〇円

令和五年六月二日

大分県報 (公告)

 \equiv